

(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 (新旧対照表))

改正後	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 (中略)</p> <p>こうした点を踏まえ、NISA制度が、その趣旨に則り適切に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について (ガイドライン)」(NISA推進・連絡協議会) (以下本(8)において「ガイドライン」という。)を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① <u>顧客に対する説明態勢の整備 (顧客の金融リテラシー向上への取組み)</u></p> <p>NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定されるところ、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融(投資)リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・証券会</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 (中略)</p> <p>こうした点を踏まえ、NISA制度が、その趣旨に則り適切に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について (ガイドライン)」(NISA推進・連絡協議会) (以下本(8)において「ガイドライン」という。)を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① <u>顧客に対する説明態勢の整備</u></p> <p>イ. <u>顧客の金融リテラシー向上への取組み</u></p> <p>NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定されるところ、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融(投資)リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧</p>

改正後	現行
<p>社等相互の利益につながるとの観点に立って、政府等における金融経済教育の取り組みと連携しつつ、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供しよう努めているか。</p> <p><u>(③イ. に移動)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>NISA制度の適正な利用を確保するための顧客対応</u></p> <p><u>イ. NISA制度に関する説明</u></p> <p><u>NISA制度に係る非課税口座（以下「NISA口座」という。）開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。</u></p> <p><u>ロ. NISA制度の適正な利用を確保するための取組み</u></p> <p><u>NISA制度は居住者又は恒久的施設を有する非居住者向けの制度である点を踏まえ、制度の適正な利用を確保するため、顧客が居住者又は恒久的施設を有する非居住者に</u></p>	<p>客・証券会社等相互の利益につながるとの観点に立って、政府等における金融経済教育の取り組みと連携しつつ、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供しよう努めているか。</p> <p><u>ロ. NISA制度に関する説明</u></p> <p><u>NISA制度に係る非課税口座（以下「NISA口座」という。）開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>該当しないこととなる場合の届出義務が履行されるよう、ガイドラインに規定された届出義務等の周知徹底及び顧客の取引状況等を踏まえた届出の態様等に関する取組みに努めているか。</u></p> <p>④ ジュニアNISAについて留意すべき事項 (略)</p> <p>(9) ~ (14) (略)</p>	<p>③ ジュニアNISAについて留意すべき事項 (略)</p> <p>(9) ~ (14) (略)</p>